

## 堺市産業振興センター受水槽及び高架水槽他改修工事 仕様書

### 1. 工事名

堺市産業振興センター受水槽及び高架水槽他改修工事

### 2. 工事場所

堺市北区長曾根町 183 番地 5

### 3. 工事期間

契約日から 2026 年 3 月 31 日

### 4. 工事内容

受水槽及び高架水槽他改修工事

受水槽及び高架水槽他改修工事に伴う電気設備工事

受水槽及び高架水槽他改修工事に伴う建築工事

### 5. 特記事項

- ① 現場での作業は 2025 年 11 月 15 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- ② 本館の給水停止期間は 2026 年 2 月 8 日から 2026 年 2 月 26 日までとする。
- ③ 上記の給水停止期間は、停電期間と重なる期間であり、計画に当たっては、極力、期間を短くできるように十分に検討を行い、センターに最小限必要な給水停止期間を事前に提案すること。
- ④ 堺市上下水道局と協議を行い、給水工事着工前には、「給水装置工事申込書」等の必要書類を提出すること。
- ⑤ 堺市北消防署と協議を行い、給水停止工事の1か月以上前には、本工事と並行して行われる受変電設備更新工事やイベントホール移動観覧席シート張替業務等の各管理責任者(現場代理人等)間で調整の上、「工事等に係る火災予防上必要な協議事項の届出書」等の必要書類を作成し、提出すること。
- ⑥ 表示内容の詳細等について疑義が生じた場合は、センターと十分に協議を行い、決定すること。
- ⑦ 資機材搬入、解体、施工、搬出についても、センターと協議し、工事を推進すること。
- ⑧ 受託者は、各種作業の開始前には、当日の作業内容、作業に従事する人員、作業順序及び変更事項の有無等、作業の終了時には、終了時の状況等についてセンターに報告すること。  
尚、必要に応じて資料を添付すること。
- ⑨ 受託者は、作業の内容、物品等に不測の事態及び事故が生じた場合には、速やかにその内容をセンターに報告し、指示を受け、解決を図り、その結果を報告すること。

- ⑩ 受託者は、作業の実施にあたり事故の防止と安全確保の為、必要に応じて次の対策を講じること。
- 1) 車両の搬出入経路、積み下ろし作業が行われる場所等で、安全を確保する必要があると判断される場合には、交通誘導員を配備すること。
  - 2) 各種作業の実施時は、来館者及び利用者、センター職員、その他関係者の安全を確保するために、必要に応じて交通誘導員等を配備すること。
  - 3) 本工事と並行し、受変電設備更新工事やイベントホール移動観覧席シート張替業務等の現場作業があるため、各管理責任者(現場代理人等)間で、それぞれ安全に円滑に作業ができるように、連絡調整会議を行うとともに、敷地北西車両出入口の交通誘導員は、他の現場作業による交通誘導対応も合わせて行うこと。
  - 4) 工事にあたっては、避難経路等の妨げにならないように十分に配慮すること。また、道路や室内経路(床・壁・天井)等を汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。
- ⑪ 既存施設を破損しないように、十分注意し、施工すること。万が一破損した場合は、受託者の責任において修復すること。
- ⑫ 車両の通行する範囲については、マンホール、散水栓等の埋設器具、側溝等は、段差への盛土や鉄板敷等により養生を行うこと。
- ⑬ 受託者は、作業実施にあたって、関係法令等を遵守し、第三者の他、来館者及び利用者、センター職員、その他関係者の安全確保に万全を期しながら、作業に努め、事故のないよう行うこと。万一作業中に下記の人身事故、物損事故、搬送物品の破損・遺失等の事故が発生した場合には、その損害補償については、受託者の責任とし、速やかに対処すること。
- 1) 第三者、来館者及び利用者、センター職員、その他関係者及び受託者の従業員の人身事故。
  - 2) 作業車両等による全ての人身事故。
  - 3) センター敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する事故。
  - 4) その他、受託者の管理責任に基づく事故。
- ⑭ 受託者は、本作業の実施にあたり、業務遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- ⑮ 受託者は、下記の事項を遵守すること。
- 1) 本工事に従事する管理責任者(現場代理人等)を中心とした体制表(従事者の氏名等を明記)を作成し、センター職員の承諾を得ること。
  - 2) また、日常の作業に従事する従事者に関しても予め、その会社名・氏名等をセンターに届けること。
  - 3) 作業員には、名札・本工事用の腕章(識別し易いもの)等を着用し、当該が本作業の従事者であることが、明らかに認識できるようにすること。
  - 4) 工事関係者は、本工事に関係ない場所には、みだりに立ち入らないことを徹底すること。
  - 5) 指定場所以外の喫煙は禁止する。
  - 6) 本工事に関して、火気・危険物の持ち込みは禁止する。  
但し、工事に必要な場合は、予めセンターの承諾を得ること。

- ⑯ 受託者は、受水槽基礎設置範囲において、試掘調査を行い、図面のない地中障害物や埋設配管等が出た場合は、センターと協議の上、施工のこと。
- ⑰ 受託者は、本工事が完了したときは、完了報告書を提出し、センターの検査を受けること。
- ⑱ 本館の給水停止期間外の工事計画(仮設を含む)は、貸館業務(本館各所)・センター業務(本館1階・2階・3階)及びレストラン業務に支障ないよう下記事項を配慮の上で立案し、センターと協議を行い、その承諾を得ること。
- ・事務室は、平日9時から17時30分が執務のため工事にあたって調整が必要である。  
支障がある場合は夜間、土日祝の工事の場合がある。なお、貸館業務は8時30分から21時15分まで実施し、貸館に係る清掃業務職員は6時前より勤務している。
  - ・共用部分の工事は、利用者等に配慮することが必要である。
  - ・騒音、振動を伴う工事は、センター業務に支障のないようにセンターと協議の上で行うこと。
  - ・その他、必要なことは協議による。
- ⑲ 本仕様書に定めない事項が発生したときは、本工事を安全に円滑に実施することを旨とし、その都度、センター職員と遅滞なく協議し、これを定めるものとする。定めた事項は、工事関係者間等で周知を行い、共有すること。